

佐賀県告示第 104 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 29 年 2 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

唐津市

2 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（浜玉処理区）

3 事業施行期間

昭和 63 年 10 月 28 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 63 年佐賀県告示第 616 号、平成 8 年佐賀県告示第 553 号、平成 13 年佐賀県告示第 528 号、平成 19 年佐賀県告示第 615 号、平成 24 年佐賀県告示第 137 号及び平成 26 年佐賀県告示第 430 号の事業地のうち、唐津市浜玉町浜崎字畑田、字土井影、字前田及び字沖田、横田下字鍵田、字高虹、字吉田、字干居、字稲浦及び字鳥越、横田上字常松、字金丸、字持安及び字白野、岡口字岡ノ前並びに東山田字野田地内における事業地を変更する。